

議員発案第1号

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への
私学助成の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年10月 2日

提出者 加茂市議会議員 浅野 一 明

賛成者 同 佐藤 俊 夫

同 同 山田 義 栄

同 同 樋口 博 務

同 同 安武 秀 敏

同 同 樋口 浩 二

平成29年10月 5日議決

加茂市議会議長 森山 一 理

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への
私学助成の充実を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われました。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定の軽減がなされました。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けた後も新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～45万円（年額）残ります。

今年度は、就学支援金制度の2回目の見直しの年に当たります。公立との学費格差を是正していくためには、国の就学支援金制度の拡充によって、学費負担の一層の軽減を図ることが求められます。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めています。それに対し私立高校は、経常経費への助成が不十分なため、約6割にとどまっているのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上を図るには、経常経費への助成の一層の増額が不可欠です。

政府並びに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
2. 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年10月5日

加茂市議会議長 森 山 一 理

内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長
様

議員発案第2号

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への
私学助成の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年10月 2日

提出者 加茂市議会議員 浅野 一 明

賛成者 同 佐藤 俊 夫

同 同 山田 義 栄

同 同 樋口 博 務

同 同 安武 秀 敏

同 同 樋口 浩 二

平成29年10月 5日議決

加茂市議会議長 森山 一 理

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への
私学助成の充実を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われました。これに新潟県独自の私立高校生に対する学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定の軽減がなされました。

しかし、国・県の学費軽減の支援を受けた後も新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～45万円(年額)残ります。公立との学費格差を是正していくためには、県独自の学費軽減制度の更なる拡充によって、学費負担の一層の軽減を図ることが求められます。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立との格差が生じています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上を図るには、経常経費に対する助成の一層の増額が不可欠です。

新潟県におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
2. 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年10月5日

加茂市議会議長 森 山 一 理

新潟県知事 様

議員発案第3号

道路整備財源の確保に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年9月28日

提出者 加茂市議会議員 白川克広

賛成者 同 滝沢茂秋

同 同 保坂裕一

同 同 中野元栄

同 同 安田憲喜

平成29年10月5日議決

加茂市議会議長 森山一理

道路整備財源の確保に関する意見書

道路は、地域住民の生活を支え、産業・経済・文化の発展に欠かせない根幹的かつ重要な社会基盤であります。

道路をはじめとするインフラ整備が「人」と「モノ」をつなぎ、また救命救急医療をささえる生命線であり、地域住民が安心して日常生活や社会生活を送るためには、地域が必要とする道路の整備が強く求められているところであります。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げ措置（50%を55%等にかさ上げ）が平成29年度までの時限を迎え、補助率等が低減されることは、迅速かつ着実な道路整備の停滞を招くものであり、地方創生の実現はもとより、自治体の運営にとって死活問題となるものであります。

よって、国会並びに政府におかれては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により地方創生が推進され、地域の活性化が図られるよう、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続するとともに、地方創生に資する道路整備については特別措置を拡充するなど、道路整備予算の総枠を長期的・安定的に確保し、迅速かつ着実な道路整備の促進を図ることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年10月5日

加茂市議会議長 森 山 一 理

内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
地方創生担当大臣
衆議院議長
参議院議長
様